

物流総合保険

2025年7月改定



貴社が所有する 原材料・部品・製品・半製品などを オール・リスクで補償します。

国内調達
原材料

輸送

部品
製造前の保管

半製品
工場 (保管中・加工中のリスク)

輸送

製品
営業倉庫

輸送

完成品の
保管

物流リスクはこれ1つで安心です!

物流リスクをオール・リスクで包括的に補償

輸送中・保管中・加工中などのリスクを1年間包括的に補償するため、契約漏れの心配がなく、契約管理の手間もかかりません。

火災・爆発・風災・水災・破損・盗難などほとんどすべての偶然な事故によって生じた損害を補償します。

*この保険の対象とならない貨物、補償の範囲が制限される貨物があります。



火災・爆発



衝突



破損



盗難

詳細は▶P.6、P.7

各種費用も補償

(自動セット)

臨時費用保険金、残存物取片付け費用保険金に加えて、検査費用・再梱包費用保険金をお支払いします。



加工中の事故も補償

日本国内であれば、輸送中・保管中・自社工場での加工はもちろん、委託加工工場での加工中も補償します。

ご希望によりセット

加工作業における加工ミス等による損害を補償します。



不特定保管場所・不特定加工工場も補償

保険証券上に不特定保管場所・不特定加工工場を補償する旨の記載がある場合は、不特定保管場所・不特定加工工場における事故についても補償します。

*年間通算支払限度額(てん補限度額)を別途設定します。



詳細は▶P.9

支払限度額(てん補限度額)は輸送中・保管中・加工中とも自動復元

支払限度額(てん補限度額)を限度として、実際の損害額をお支払いします。

保険金をお支払いした場合でも、支払限度額は減額されません。

*不特定保管場所・不特定加工工場は除きます。



毎月の輸送額・在庫額の通知は不要

(確定保険料方式の場合)

複雑な物流形態を通知なしで補償します。



詳細は▶P.9

事故を防止することで保険料削減

過去の保険金のお支払状況によって、次年度の保険料率が増減します。



基本補償

日本国内での輸送中・保管中・加工中におけるほとんどすべての偶然な事故により貨物に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

貨物に生じた損害

輸送中・保管中・加工中の貨物に生じた損害に対して、
保険金をお支払いします。

■輸送中の損害

輸送終了後の貨物のすえつけ作業または検収作業が行われている間についても30日間を限度に補償します。



輸送用具の衝突



破損・まがり・へこみ



盗難・紛失

など

■保管中・加工中の損害



火災



爆発



風災



水災



破損・まがり・
へこみ



盗難

など

上記損害に付随する費用損害（自動セット）

貨物の損害に対する保険金の他に、
残存物の撤去や廃棄等の費用をお支払いします。



残存物取片付け費用



臨時費用




検査費用・再梱包費用

詳細は▶P.6

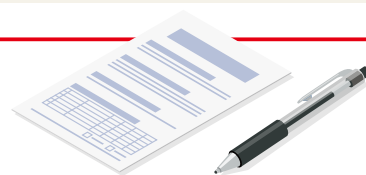
ご希望に応じて、さまざまな補償を追加することができます。

詳細は▶P.8

補償内容の概要	支払限度額（てん補限度額）
 <p>急送・回収費用 貨物自体の損害、誤配送※1、積忘れ、荷卸し忘れにより追加で発生する本来の仕向地への急送費用(航空機輸送を含みます。)および回収費用を補償します。</p>	<p>1事故につき300万円を限度とします。</p>
 <p>修理費用超過補償 貨物が中古貨物で実際に修理をし、その修理費用が貨物の保険価額を上回る場合に、修理費用を補償します。</p>	<p>保険金額の150%もしくは、基本補償の支払限度額のいずれか低い額を限度とします。</p>
 <p>冷蔵貨物ワイド補償（過失） 基本補償の温度変化による損害に加え、輸送中における貴社および貨物の取扱いに従事する方の過失によって生じた温度変化による損害も補償します。</p>	<p>1事故につき、基本補償のてん補限度額もしくは300万円のいずれか低い額を限度とします。</p>
 <p>冷蔵貨物ワイド補償（停電） 基本補償の温度変化による損害に加え、偶然な事由による電力の停止または電流・電圧の異常な供給によって生じた温度変化による損害も補償します。</p>	<p>1事故につき、基本補償のてん補限度額もしくは300万円のいずれか低い額を限度とし、保険期間を通じて300万円を限度とします。</p>
 <p>加工作業段階補償 各種加工作業(建物・構内の移動中を除きます)上の過失または欠陥、および各種加工作業に関連して生じた汚損・擦損等による損害を補償します。</p>	<p>自己負担額(免責金額)として5万円を差し引き、1事故、保険期間通算で300万円を限度とします。</p>
 <p>貨物賠償責任 貴社に所有権のない受託加工品や預かり原材料等、貴社が管理する貨物が損害を受けたことにより、賠償責任を負担することによる損害を補償します。</p>	<p>基本補償の支払限度額とします。</p>

ご希望に応じて最適な保険を提案いたします。

よろしければヒアリングシートに必要事項をご記入ください。



※1 誤配送とは、被保険者および委託した運送人等の過失により、その貨物が輸送開始時の仕向地とは異なる地に向けて配送されている、もしくは配送された状態をいいます。

基本補償でお支払いする主な保険金

お支払いする保険金	主な補償内容
<p>貨物の損害に対する保険金</p> 	<p>日本国内での輸送中・保管中・加工中などにおけるほとんどすべての偶然な事故により貨物に生じた損害に対して保険金をお支払いします。</p>
<p>損害防止費用等</p> 	<p>次の費用について、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害防止義務を履行するために必要または有益な費用 ・ 訴訟、仲裁、調停または和解のために、損保ジャパンの同意を得て支出した費用 ・ 損保ジャパンが直接損害賠償請求の解決にあたった場合に被保険者が協力のために支出した費用 など
<p>残存物取片付け費用保険金</p> 	<p>貨物に保険金を支払う対象となる損害が発生した場合に、残存物の取片付けに実際に要した費用をお支払いします。残存物取片付け費用とは、残存物の取片付けに際し、損保ジャパンの承認を得て支出された取り壊し費用、取片付け清掃費用、継搬費用および廃棄費用をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支払限度額: 1事故につき300万円を限度とします。
<p>臨時費用保険金</p> 	<p>貨物に保険金を支払う対象となる損害が発生した場合に、臨時費用保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支払限度額: 1事故につき、貨物の損害に対して支払われる保険金の10%もしくは200万円のいずれか低い額を限度とします。
<p>検査費用・再梱包費用保険金</p> 	<p>次の費用について、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物に損害が発生しているかを検査する場合に、検査・仕分・再梱包に実際に要した検査費用 ・ 貨物の外装に損害が発生した場合に、貨物の損害の有無にかかわらず、再梱包に実際に要した再梱包費用 <ul style="list-style-type: none"> ● 支払限度額: 1事故につきそれぞれ300万円を限度とします。



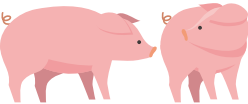

保険の対象とならない貨物

次に掲げる貨物はこの保険の対象となりません。

- 貨紙幣類(金・銀・白金の地金等を含みます。)*有価証券(手形・株券等)、宝石、貴金属、美術品、工芸品、骨董品、1点あたり50万円以上の毛皮製品・呉服・腕時計
- 自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含みます。)
- 受託貨物・預かり品
- 什器(通い箱を含みます。)*備品、個人の家財、レンタル用品等(リース・デモ品等貸出し中の商品も含みます。)、借用品
- 輸出の目的をもって輸出本船または航空機に積み込まれた以降の貨物
- 法令の規定、公序良俗に違反する貨物

補償の範囲が制限される貨物






次に掲げる貨物は補償の範囲が制限されます。

貨物	補償の範囲
<p>■野積み貨物※1</p> <p>■被覆の完全でない輸送用具に積まれている間の貨物</p> 	<p>火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆などによって生じた損害にかぎり保険金をお支払いします。(以下、「特定危険担保条件」といいます。)</p>
<p>■輸送中のばら積み貨物※2</p> 	<p>次の損害に対して保険金をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 特定危険担保条件、盗難および輸送用具1台ごとの不着による損害 「輸送中のばら積み貨物」のうち輸送用具から荷受人への引渡しはタンクへの注入によって行われる貨物については、貨物の荷受人への引渡しที่ไม่適当なタンクへの注入によって生じた、その貨物自体の損害と不適当なタンクにある貨物自体の損害、もしくは、適当なタンクにある貨物と異なる種類の貨物を誤って輸送し、適当なタンクに注入したことによって生じた、その貨物自体の損害と適当なタンクにある貨物自体の損害 貨物の積込み、荷卸しまたは積替えのために使用されているパイプ・ラインからの漏出(そのパイプ・ラインから他のパイプ・ラインへの流出を含みます。)によって生じた、その貨物自体の損害 輸送用具・輸送用具に付属する収容設備の破損によって生じた、その貨物自体の損害
<p>■生動物</p> 	<p>特定危険担保条件によって生じた1頭ごとの死亡による損害にかぎり保険金をお支払いします。</p>
<p>■冷凍・冷蔵・保冷状態の貨物</p> <p>■定温管理されている貨物</p> 	<p>温度変化によって生じた損害については保険金をお支払いしません。ただし、次の事由によって生じた温度の変化による損害に対しては保険金をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 冷凍・冷蔵・保冷・定温管理のために使用されている機械・装置の破損・故障 貨物を冷凍・冷蔵・保冷・定温管理する収容設備またはコンテナ((1)の機械・装置を除きます。)の破損・故障 火災、破裂または爆発、輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州

※1「野積み貨物」とは、屋根または壁のすべりもしくは一部がない場所(基礎のない仮設テント、軒下や荷役に使用されているプラットフォームなどの作業場を含みます。)に置かれている保管中・加工中の貨物をいいます。ただし、金属製もしくはFRP製の密閉式コンテナ詰め貨物、配置換え・輸送待ち、仕分、配送、積替、荷造りなど慣習的に行われる構内における作業のための仮置中の貨物を除きます。

※2「輸送中のばら積み貨物」とは、液状、粉状、粒状などの形状で、梱包されずに保管される貨物や、梱包されずに輸送用具にそのまま積載される貨物を含みます。

各種オプション特約について

オプション	主な補償内容
<p>急送・回収費用 (誤配送等を含みます。)</p> 	<p>保険金が支払われる損害が発生したこと、および貨物の誤配送※1、積忘れもしくは荷卸し忘れが生じたことにより負担した、次の費用に対して保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物またはその代替品について、発送地から輸送開始時の仕向地(どちらも日本国内にかぎります。)まで継搬または急送(航空便輸送を含みます。)するための費用 ・貨物について、損害の発生した地もしくは損害の発生した結果として貨物が存在する地(どちらも日本国内にかぎります。)から発送地まで回収するための費用 <p>●支払限度額: 1事故につき300万円を限度とします。</p>
<p>修理費用超過補償</p> 	<p>貨物が中古貨物で、損害が発生し実際に修理され、その修理費用が貨物の保険価額を超過した場合、保険金額の150%を限度に実際に要した修理費用に対して保険金をお支払いします。ただし、基本補償の支払限度額を限度とします。</p>
<p>温度変化による損害</p> 	<p>①過失担保 冷凍・冷蔵・保冷状態の貨物・定温管理されている貨物の補償内容※2に加えて、被保険者、被保険者の使用人、および貨物の取扱いに従事する方の過失(重過失を含みます。)に起因する温度変化による損害についても保険金をお支払いします。ただし、保管中・加工中の過失によって生じた損害を除きます。</p> <p>●支払限度額: 過失による損害は1事故につき、基本補償の支払限度額もしくは300万円のいずれか低い額を限度とします。</p> <hr/> <p>②停電等担保 冷凍・冷蔵・保冷状態の貨物・定温管理されている貨物の補償内容※2に加えて、電力の停止または電流・電圧の異常な供給に起因する温度変化による損害についても保険金をお支払いします。ただし、あらかじめ通知されていた場合(計画停電等をいいます。)等に起因して生じた損害を除きます。</p> <p>●支払限度額: 停電等による損害は1事故につき、基本補償の支払限度額もしくは300万円のいずれか低い額を限度とし、保険期間通算で300万円を超えないものとします。</p>
<p>加工作業段階補償</p> 	<p>各種加工作業※3上の過失または欠陥による損害、各種加工作業に関連して生じた汚損・擦損およびかき損について保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自己負担額: 1事故につき5万円 ●支払限度額: 自己負担額適用後、1事故につき300万円もしくは物損害保険金と合算して基本補償の支払限度額のいずれか低い額を限度とし、保険期間通算で300万円を超えないものとします。
<p>貨物賠償責任</p> 	<p>貴社に所有権のない受託加工品や預かり原材料等、貴社が管理する貨物が損害を受けたことにより、貨物の所有者に対する法律上・契約上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、基本補償の支払限度額を限度とします。</p>

※1 誤配送とは、被保険者および委託した運送人等の過失によりその貨物が輸送開始時の仕向地とは異なる地に向けて配送されている、もしくは配送された状態をいいます。

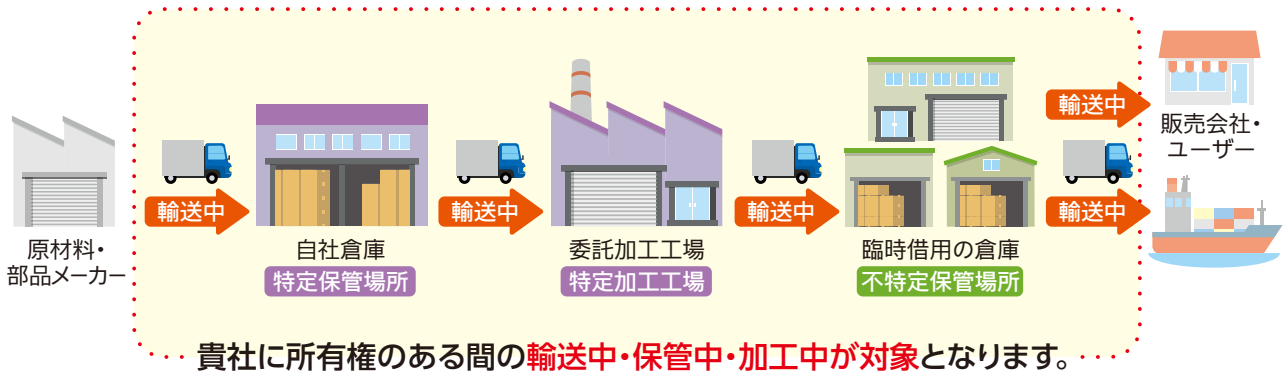
※2 詳しくは7ページ「補償の範囲が制限されている貨物」の「冷凍・冷蔵・保冷状態の貨物・定温管理されている貨物」の補償の範囲をご覧ください。

※3 建物・構内の移動中は含みません。

支払限度額（てん補限度額）

輸送中・保管中・加工中について、それぞれの支払限度額（てん補限度額）を設定します。
 なお、設定金額によってはお引受けできない場合があります。

●支払限度額設定のイメージ



輸送中 ^{※1}	輸送用具1台ごとの最大積載額に基づき、1回の保険事故の支払限度額を設定してください。 ^{※2}
特定保管場所・ 特定加工工場	特定保管場所・特定加工工場1か所ごとの最大在庫額に基づき、1回の保険事故の支払限度額を設定してください。
不特定保管場所・ 不特定加工工場	1回の保険事故の支払限度額は、5,000万円以内で設定します。 年間通算支払限度額は、各特定保管場所・特定加工工場の支払限度額の合計額の1/10もしくは、5,000万円のいずれか高い方の金額で設定します。 ただし、特定保管場所・特定加工工場を設定しない場合は、1回の保険事故および年間通算支払限度額はいずれも5,000万円以内で設定します。

※1 輸出貨物の港頭倉庫での仮置き中は輸送中に含まれます。また、輸送本船または航空機への積み込みまでとします。

※2 輸出貨物が港頭倉庫での仮置きで集積する場合や、輸送用具が複数台連続して輸送する場合を想定し、適切に設定してください。

保険価額

●保険価額は、損害額を算出する際の基準となる金額です。

●保険金額は保険価額と同額とします。

輸送中・保管中・加工中・加工作業段階・搬入作業段階ごとに
 仕切状面価額や帳簿価額などに基づき設定してください。

*中古貨物の場合は、貨物の時価額とします。(ただし、仕切状・納品書がある場合は、その状面価額とします。)

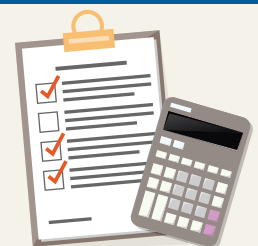
ご契約の方式

確定保険料方式

確定保険料方式とは、保険契約締結時に算出した保険料を年間保険料とする方式です。

よって、保険期間終了後の保険料の精算は不要となります。

前年度年間売上高、もしくは年間輸送額、および設定いただいた支払限度額（てん補限度額）に基づき保険料を算出する場合、確定保険料方式でのご契約が可能です。



* 暫定保険料・確定保険料精算方式でのご契約も可能です。暫定保険料・確定保険料精算方式の場合は、毎月の輸送額等を保険証券記載の通知日までに通知し、保険期間終了後に通知した輸送額などの確定金額に基づき算出した保険料との差額を精算します(特約でこれと異なる定めがある場合は、特約の定めにしたがいます)。

* 詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

詳しくは「運送保険普通保険約款」、「物流総合保険特別約款」、その他の適用される特別約款等をご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■貨物に生じた損害

1. 次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の使用人の故意または重大な過失(貨物の輸送に従事する者が、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人もしくは使用人である場合には、これらの者の故意)
- (2) 貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由
- (3) 荷造りの不完全
- (4) 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発(中間地からの出発および積込港・寄航港からの発航を含みます。)の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。(ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。)
- (5) 運送の遅延
- (6) 戦争、内乱その他の変乱
- (7) 水上または水中にある魚雷または機雷の爆発
- (8) 公権力によると否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留または押収
- (9) 検疫、(8)以外の公権力による処分
- (10) ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
- (11) 10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的かつ騒動的な行動およびこの行動に際して当該群衆・集団の一部によりなされた暴行(放火および盗取を含みます。)ならびにこれらに関連して生じた事件
- (12) 原子核反応または原子核の崩壊(ただし、医学用、科学用または産業用ラジオ・アイソトープの原子核反応または原子核の崩壊を除きます。)

2. 次の損害に対しては保険金をお支払いできません。

- (1) 間接損害(ただし、損害防止費用など一部の費用を除きます。)
- (2) 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害(地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害を含みます。)
- (3) 化学兵器、生物兵器、生化学兵器あるいは電磁兵器に起因する損害
- (4) 通常の輸送過程以外の状態にある間のテロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれらと連帯した者が当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。)、その他類似の行動に起因する損害
- (5) サイバー攻撃(コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為をいいます。)により生じた損害
- (6) 棚卸しの際に発見された数量の不足
- (7) 保管中・加工中の紛失、その他原因不明の数量の不足

3. 加工作業段階にある貨物につき、次の損害に対しては保険金をお支払いできません。

- (1) 各種機械または設備の破損、故障または停止による損害(ただし、その破損、故障または停止が偶然かつ外来的な原因により発生した場合を除きます。)
- (2) 各種加工作業(建物・構内の移動中を除きます。)上の過失または欠陥による損害
- (3) 各種加工作業(建物・構内の移動中を除きます。)上に関連して生じた汚損・擦損およびかき損
- (4) 電力の停止または電流・電圧の異常な供給による損害
*ただし、次の事由によって生じた火災または爆発による損害に対しては、保険金をお支払いします。
 - (1) に定める破損、故障または停止
 - (2) に定める過失または欠陥
 - (4) に定める電力の停止または電流・電圧の異常な供給

4. 小売のための店頭在庫については、次の損害に対して保険金をお支払いできません。

- (1) 万引きによる数量不足
- (2) 棚卸しの際に発見された数量の不足
- (3) 紛失、その他原因不明の数量の不足

■費用損害

残存物取片付け費用保険金において、次の費用損害に対しては、保険金をお支払いできません。

公道を除く土壌、大気、水路、海、川、湖沼からの除去費用、洗浄費用、清掃費用、搬出費用、廃棄費用

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(※)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(※) 保険契約申込書の被保険者、保険の目的、他の保険契約等の各欄に記載の事項および危険に関する重要な事項として損保ジャパンが保険契約申込書以外の提出を求めた書面の記載の事項をいいます。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

II 契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

次のような場合には、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合

※ 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人に原因がない場合は、その発生を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

(2) 次のような場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。なおご契約者名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合を除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

III 万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。ただちにご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 <受付時間> 24時間365日

0120-727-110 おかけ間違いにご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特別約款」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

前項②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 示談交渉サービスはありません

この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。

なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

Ⅳ その他ご注意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。

また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⑤ 外貨建契約の場合

保険金額等の額が外貨建の保険契約の場合には、為替レートの変動により、保険契約締結時と保険金等の支払時とで、円貨に換算した保険金額等の額が異なってくる場合がありますので、ご注意ください。

⑥ 暫定保険料・確定保険料精算方式の場合

暫定保険料・確定保険料精算方式の保険料につきましては、契約締結時に対象となる期間中の売上高、輸送額等の見込みに基づき計算した暫定保険料をお支払いいただき、保険期間終了後にそれらの実績値に基づき計算した確定保険料との差額を精算します(特約でこれと異なる定めがある場合は、特約の定めにしたがいます)。

商品に関するお問い合わせ

◆パソコン・スマートフォンから <https://www.sompo-japan.co.jp/contact>

(注) パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能をご利用いただけない場合があります。



保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241 (全国共通)

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「運送保険普通保険約款」または「物流総合保険特別約款」、その他の適用される特別約款等および「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先